

住 宅

住まい探しの相談

板橋りんりん住まいのネット

問合 板橋区居住支援協議会（住宅政策課住宅政策推進係内）
☎ 3579-2186 FAX 3579-5437

板橋区居住支援協議会では、板橋区に居住している障がい者世帯の方から住まい探しの相談をお受けし、お困りの状況にあった居住支援サービスの情報提供を行っています。

居住支援サービスの一部として、障がい者世帯の方のお住まいをお手伝いする「住宅情報ネットワーク事業」（87 ページ参照）や、保証人を見つけられない場合に保証会社を利用して、民間賃貸住宅への入居を支援する「家賃等債務保証支援制度」（88 ページ参照）など住まいのお困りごとの状況にあった居住支援サービス情報を提供しています。また、入居前から入居中、退去時にかかる支援を行う東京都が指定した「居住支援法人」などの情報提供を行います。

公共住宅の相談

問合 住宅政策課住宅運営係 ☎ 3579-2187
FAX 3579-5437

都営・公社・UR都市機構などの公共住宅の募集案内などの情報提供を行っています。

住宅情報ネットワーク事業

問合 住宅政策課住宅政策推進係 ☎ 3579-2186
FAX 3579-5437

障がい者世帯の方などが、民間賃貸住宅を探すことができるように、（公社）東京都宅地建物取引業協会第九ブロック及び（公社）全日本不動産協会東京都本部城北支部の協力を得て、ご希望の条件にあった民間賃貸住宅の情報を提供します。

※この制度は、住宅のあっせんではなく物件の情報提供ですのでご注意ください。

対象になる方

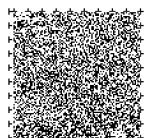
- ・身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1～4度の方を含む世帯
- ・現在板橋区内に居住していること
- ・自立して日常生活を営むことができること
- ・家賃を支払うことができること
- ・緊急連絡先があること

情報の提供方法

申込後ファックス、又は郵送にてご連絡いたします。

利用手続

住宅政策課へ電話、又は来庁してお申込ください。



家賃等債務保証支援制度

問合 住宅政策課住宅政策推進係 ☎ 3579-2186
FAX 3579-5437

民間賃貸住宅への入居の際に必要な保証人が見つからない障がい者の方が、板橋区と協定を結んだ民間保証会社と家賃などの債務保証委託契約を結ぶことで、入居を円滑に進められるよう支援しています。この制度を利用する場合は、取扱い不動産店の了承後に住宅政策課で申請手続きが必要となります。

対象になる方

- ・身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1～4度の方を含む世帯
- ・現在、板橋区内に居住していること
- ・区内の民間賃貸住宅に転居し、又は継続して居住すること
- ・緊急連絡先があること

リフォーム支援事業

問合 住宅政策課住宅政策推進係 ☎ 3579-2186
FAX 3579-5437

区内の円滑なリフォームを支援するために、区内のリフォーム支援登録事業者の情報を提供しています。また、登録事業者を利用してリフォーム工事を実施し、区と協定している金融機関でリフォームローンを組んだ場合は、金利優遇を受けられます。（既存木造住宅の耐震化や住宅のバリアフリー化を含むリフォーム工事も対象となります。）

木造住宅の耐震化推進助成

問合 建築安全課建築耐震係 ☎ 3579-2554
FAX 3579-5437

木造住宅の耐震化に係る費用の一部を助成します（自己負担あり）。
※既に耐震診断や耐震補強工事などを終えた建物は助成対象外。

対象になる方

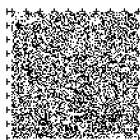
次の①、②の双方に該当する方

- ①平成12年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅を個人で所有している
- ②特別区民税及び軽自動車税等を滞納していない

助成額

助成の種類	助成額（障がい者の場合）
耐震診断	費用の全額かつ限度額 10 万円又は 25 万円
補強設計	費用の全額かつ限度額 8 万 5 千円
耐震改修工事	費用の 2 / 3 かつ限度額 160 万円又は 9 / 10 かつ限度額 220 万円

※限度額や助成率は、建物の建築時期や補強工事の有無で変わります。このほかにも要件がありますのでお問い合わせください。また、除却工事、建替え工事を行う場合も費用の一部を助成しています（地域等の指定があります）。



耐震シェルター等設置工事助成

問合 建築安全課建築耐震係 ☎ 3579-2554

FAX 3579-5437

耐震シェルターや耐震ベッドの設置工事費用の一部を助成します。

耐震シェルター	住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り、安全を確保するもの
耐震ベッド	金属製のフレームを上部に取り付けたベッド

対象になる方

次の①～③のすべてに該当する方

- ①平成12年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅（耐震診断結果が「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と判断されたもの）を所有し、かつ居住している
- ②①の住宅に65歳以上又は障がい者が居住している
- ③①の住宅に居住する世帯全員の所得の合計額が年間200万円以下である

助成額

対象者の種類	助成額
身体障害者手帳所持者（1～3級） 愛の手帳所持者（1～3度） 要介護認定者（3～5） 歩行困難な難病の方	費用の9/10かつ限度額30万円
上記以外の方	費用の1/2かつ限度額15万円

住宅設備改善

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362

FAX 3579-2364

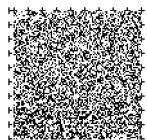
住宅の設備改善費の一部を助成します。必ず事前にご相談ください。それぞれの種目に限度額がありますのでお問い合わせください。また日常生活用具の基準により利用者負担があります。

対象にならない方

- ・すでに工事を着工している方、給付を受けたことがある方
- ・区民税所得割額が46万円以上（ふるさと納税前）の方が、世帯員（78ページ参照）にいる方
- ・施設入所、入院中の方
- ・65歳以上の方、介護保険の対象者（屋内移動設備は除く）

種 目	対象になる方	
小規模住宅改修	学齢児以上 65歳未満	①下肢・体幹 1～3級 ②車いす※の交付を受けた内部障がい者 ③難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者 ※特殊便器への取替えは、上肢1～2級
中規模住宅改修	学齢児以上 65歳未満	①下肢・体幹 1・2級 ②車いす※の交付を受けた内部障がい者
屋内移動設備	学齢児以上	①上肢・下肢・体幹 1級 ②車いす※の交付を受けた内部障がい者
階段昇降機	学齢児以上 65歳未満	①上肢・下肢・体幹 1級 ②車いす※の交付を受けた内部障がい者

※「車いす」は、補装具として交付されたものに限りません。



都営住宅の募集案内

問合 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

☎ 3498-8894 FAX 3409-4527

都営住宅に申込資格のある心身障がい者（申込者本人・同居親族）の方は、優遇抽せんやポイント方式の申込みがあります。

※収入や自家所有者でないことなどの条件があります。

募集区分	対象になる方（一部抜粋）
【優遇抽せん募集（一部地区）】	申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ○ 甲優遇（当選率が一般の5倍） ・身体障害者手帳 5級以下 ・愛の手帳 4度 ・精神障害者保健福祉手帳 3級 ・難病患者等 ・原爆被爆者健康手帳所持者 ○ 乙優遇（当選率が一般の7倍） ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級
【抽せん方式募集（単身者用車いす使用者向住宅）】	申込者が、都内に3年以上居住する単身の車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～2級
【抽せん方式募集（単身者向住宅）】	申込者が、都内に3年以上居住する単身者で、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・精神障害者保健福祉手帳 1～3級 ・知的障がい者で上記の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1～4度）
【ポイント方式募集（心身障がい者世帯）】 抽選をしないで、住宅に困っている 度合いの高い方から順に、入居資格 審査対象者としてします	申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級
【ポイント方式募集（車いす使用者世帯）】 抽選をしないで、住宅に困っている 度合いの高い方から順に、入居資格 審査対象者としてします	申込者本人または同居親族（満6歳以上）が、 車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～2級

詳しくは、各々申込書配布期間内に配られる「都営住宅入居者募集のご案内」をご覧ください。

区営住宅の募集案内

問合 住宅政策課住宅運営係 ☎ 3579-2187

FAX 3579-5437

区営住宅に申し込み資格のある心身障がい者（申込者本人・同居親族）の方は、優遇抽せんの申込み等があります。

詳しくは、各々申込書配布期間内に配られる「区営住宅募集のご案内」をご覧ください。

